

保福介第 001038 号  
平成 27 年 6 月 1 日

各指定（介護予防）通所介護事業所 管理者 様  
各指定（介護予防）通所リハビリテーション事業所 管理者 様

さいたま市保健福祉局福祉部介護保険課長  
( 公 印 省 略 )

指定（介護予防）通所介護及び指定（介護予防）通所リハビリテーションにおける  
事業所の屋外でサービスを提供する場合について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業の推進につきまして、ひとかたならぬご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、（介護予防）通所介護及び（介護予防）通所リハビリテーションにおける事業所の屋外でサービスを提供する場合の取扱いにつきまして、平成 22 年 4 月 30 日付保福介第 000358 号「（介護予防）通所介護・（介護予防）通所リハビリテーションにおける事業所外の活動の取扱いについて」でお示したところでありますが、多くの指定介護支援事業者等から、その取扱いの適否について問い合わせを頂いているところです。

つきましては、事業所の屋外でサービスを提供する場合の取扱いにつきまして、別紙のとおり改めて整理いたしましたのでお知らせいたします。

なお、この通知につきましては、通知日における取扱いを周知するもので、今後、運営等省令基準（解釈通知）により取扱い等が示された場合、その内容によっては変更等が生じることが考えられますので、あらかじめ申し添えます。

また、本通知を以って、平成 22 年 4 月 30 日付保福介第 000358 号「（介護予防）通所介護・（介護予防）通所リハビリテーションにおける事業所外の活動の取扱いについて」につきましては削除いたします。

問い合わせ さいたま市保健福祉局福祉部 介護保険課  
介護保険係  
電話 048-829-1264  
FAX 048-829-1981